

部活動地域連携推進事業計画（案）

少子化の中で、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、部活動の教育的な意義を継承し、新たな価値が創出されるよう、持続可能で多様な環境を整え、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識を共有して、望ましい成長を促進し、健全な育成を図ることに資する。

柏江市教育委員会指導室
令和5年12月

部活動の地域連携・地域移行に向けた動き

【国の動き】

- 令和4年 6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言
- 令和4年 8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議からの提言
- 令和4年 12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定

【東京都の動き】

- 令和5年 3月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインの策定
- 令和5年 3月 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の提示

柏江市教育委員会の動き

- | | |
|--|---|
| 令和4年 12月 | 柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会の設置 |
| 令和5年 1月 | 第1回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催 |
| 令和5年 3月 | 第2回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催 |
| 令和5年 4月 | 第3回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催 |
| | 柏江市立中学校における合同部活動の開始（野球部） |
| 令和5年 6月 | スポーツ庁「部活動の地域移行に向けた実証事業」実施委託地区に決定 |
| 令和5年 10月 | 第4回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催 |
| 令和5年 11月 | 第5回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会開催 |
| 令和5年 12月 | 実証事業開始（野球部・ハンドボール部）
第6回柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会の開催 |
| ※令和6年度柏江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会 第7回（1月予定）、第8回（3月予定） | |

検討の方向性

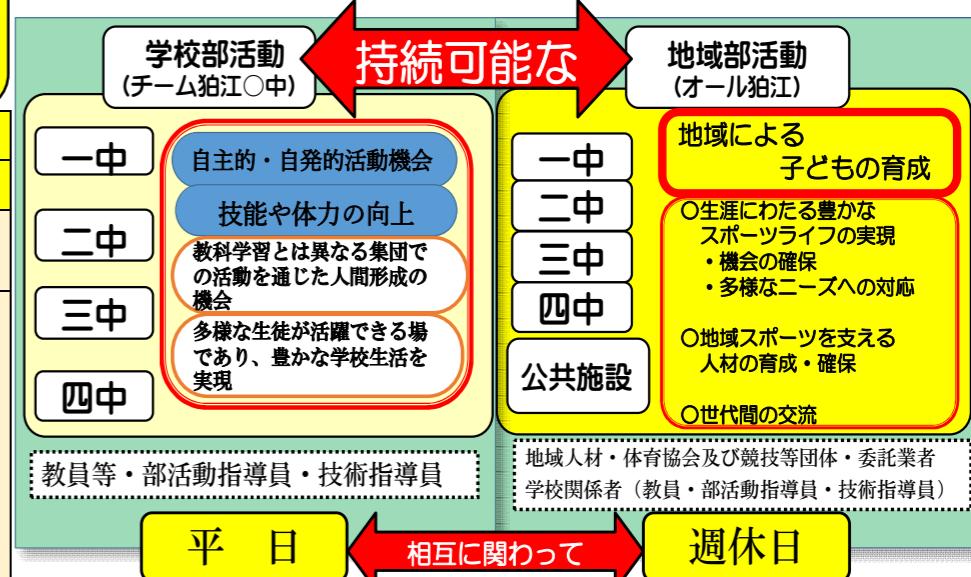
- 学校部活動の現状と課題について整理するとともに、持続可能な部活動の運営について協議する。
- 新たなスポーツ・文化芸術・科学等の環境整備や支援の在り方、実施するにあたっての方策を協議する。
- 学校の働き方改革の観点を踏まえた部活動指導員等の指導者の確保及び質の向上について協議する。
- 休日の部活動における費用負担の在り方及び大会参加の方法、保護者への説明等について協議する。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
フェーズ	計画推進期間			
会議体	（仮称）部活動推進連絡協議会（年4回開催）			
検討・協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合同部活動試行実施 ・ガイドラインの改訂 ・推進計画の策定 ・実証事業（国）の検証 ・費用負担の在り方 ・指導者の確保 （部活動指導員等の配置等） ・支援団体等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携の基本方針の検討 ・費用負担の在り方 ・指導者の確保 （部活動指導員等の配置等） ・支援団体等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づいた地域連携の検討 ・費用負担の在り方 ・指導者の確保 （部活動指導員等の配置等） ・支援団体等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づいた地域連携の検討 ・費用負担の在り方 ・指導者の確保 （部活動指導員等の配置等） ・支援団体等との連携
実施部活動	野球・ハンドボール	野球・ハンドボール + 1 文化部活動	休日部活動地域連携の段階的推進	休日部活動地域連携の段階的推進
地域連携の姿	休日拠点校（一中）	運動部休日拠点校（一中） 文化部活動未定	拠点校方式での休日部活動	拠点校方式での休日部活動
指導者	民間事業者の活用 (教員の兼業)	民間事業者の活用 (教員の兼業) 部活動指導員の活用 地域の担い手の発掘	民間事業者の活用 (教員の兼業) 部活動指導員の活用 地域の担い手の発掘	民間事業者の活用 (教員の兼業) 部活動指導員の活用 地域の担い手の発掘

【費用負担等の現状と課題】

- 保護者負担は、各校単位で徴収している部費及び個人で使用するユニホーム等の用具費となっている。大会参加費は、部費から捻出しているが市補助金を活用している。国の実証事業や東京都の補助金が見込まれない場合は、休日の合同部活動に関する費用負担の在り方が今後の課題となってくる。
- 生徒のケガ等については、学校管理下の場合は日本スポーツ振興センターの保険が適用される。国の実証事業は、受託者の保険が適用される。地域連携の場合は、その主体によって部活動の保険適用の在り方が変わってくる。

目指す姿



【生徒】

- 在籍する学校にない部活動でも参加できる。
- 他校との交流により、学校生活への向上心が高まる。
- 技術、技能の向上が図られ、意欲的に活動している。

【学校】

- 安全に活動できる環境を整えている。
- 部活動への関わりについて、保護者・地域の理解を得ている。
- スポーツ及び文化・芸術活動の拠点となっている。

【保護者・地域等】

- 部活動を支援し、学校と連携して生徒の成長を見守っている。
- 部活動に積極的に関与し、生徒の活動を保障している。